

制度名	水田畠地化推進事業	主管課名	農地整備課 農地整備 G		
		問合せ先	029-301-4235		
目的・趣旨	水田として営農されている農地を畠地化し、高収益作物中心の営農へ転換することにより、農家の収益性を向上させ競争力のある農業経営を実現する。				
〔対象団体〕 県、市町村、土地改良区、JA、農業法人等					
〔対象事業〕 1 畠地化基盤整備事業 用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去 等 2 畠地化調査・調整事業 土地利用、作付調整、水利用調整に係る関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動 3 畠地化指導事業 高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業					
〔補助要件等〕 1) 水田面積 1ha 以上 20ha 未満 かつ 畠地化面積 1ha 以上 ※中山間地域は 0.5ha 以上 10ha 未満 かつ 畠地化面積 0.5ha 以上 2) 事業計画時に営農計画を策定すること。 3) 畠地化した農地は事業完了後計 5 年間は高収益作物を営農すること。					
〔対象経費〕 1 畠地化基盤整備事業 用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等の基盤整備に要する経費 2 畠地化調査・調整事業 営農計画の策定、営農意向調査、土壤診断、地下水調査、作付実証は、栽培技術の指導、市場調査等に要する経費 3 畠地化指導事業 ・県が市町村、改良区、受益者等に対して行う事業の啓発普及に要する経費 ・畠地化した水田で高収益作物の育成に必要な条件等の情報蓄積のために必要な実証試験に要する経費 ・事業の実施状況の確認及び報告に要する経費					
〔経費負担割合〕					
区分	国	県	市町村		
1 畠地化基盤整備事業	—	6.25/10	2.25～2.75/10		
2 畠地化調査・調整事業	—	5/10	5/10		
3 畠地化指導事業	—	10/10	—		
〔2 年度当初予算額〕 40,000 千円	〔2 年度補助対象団体〕		常総市 外 1 市		
〔備考〕 補助対象期間 令和 4 年度迄					